



我々の視点は ココが違います!

ココが
違う!

皆様の会計税務の 悩みに応えたい



宗教法人だからこそ、難しいこと
もあります。とりわけ、収益事業
を営む法人様にとって会計の区
分処理、消費税処理は悩ましいことでしょう。
そのようなことで、本来の活動が疎かになっては意味
がありません。これらの悩みをサポートいたします。

1

ココが
違う!

工夫と合理化を進めます

会計処理・税務申告に魔法のようなものなどありま
せん。会計・税務の処理自体は一つ一つの積み重ね
です。「正しい」処理を積み重ねるしか方法はありません。
しかし、処理の過程で工夫をして、合理化す
ることは可能です。我々が実情に即して提案いたし
ます。

2

ココが
違う!

いわゆる「節税」について

収益事業を行っている法人様は「みなし寄付」の制
度があります。
収益事業会計から宗教活動事業に寄付をすること
で法人税の「節税」ができます。本来の宗教活動を
支えるための収益事業ですから当然のことです。
寺院本来の宗教活動を支える観点から、この他に
も様々な視点をもってアドバイスいたします。

3

ココが
違う!

宗教法人への特化

我々がこの分野に特化したいと思うのは、未だに
宗教法人の会計環境が成熟していないと実感する
からです。「宗教法人・会計基準」(宗教法人会計の
指針、平成13年5月14日、日本公認会計士協会)も
いまだに古色蒼然としたものです。多くの法人様が
会計に戸惑われるのも当然にも思えます。
だからこそ実務家としてのモチベーションが上がり、
ノウハウの一層の蓄積を目指し、役立つ情報を皆
様に発信してまいりたいと考えています。

4

宗教活動
(寺院事業・収益事業)

会計・税務処理
(事務処理全般)

経営体のサポート

寺院の運営
(役員会・檀家への説明)

私たちの事務所は上場会社から個人まで、またその扱う業種も
様々ですが、力をいれている業種に宗教法人があります。
もともと宗教法人の方から相談をうけた際に、その杜撰(ずさん)
な処理に驚いたことが、この分野に注力しようと思ったきっか
けでした。会計分野における計算書類の特異さ、また税法分野
も収益事業と本来事業との区分計算、みなし寄付金、消費税の
特定収入の扱い、源泉税等々、法人税・消費税・所得税につい
ても通常の株式会社の知識では対応できない分野であり、宗教法
人を主宰されている皆様のなかにも、どうして良いかわからない
という方が、まだ随分といらっしゃるのではないのでしょうか。迅速
な月次決算、法律に準拠した決算書、正確な納税計算をまずス
タートとして、さらに会計・税務マネージメントにまで踏み込み
一緒に考えてまいります。

会計・税務のプロフェッショナル

税理士法人 はるか

お問い合わせ お気軽にどうぞ!

0120-930-999

TEL : 06-6343-1002

FAX : 06-6343-1018

営業時間 平日 9:00~17:30

お見積
無料

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号-2303 (2)

大阪駅前第三ビル23階3 (2)号室

<https://harukatax.com/> 検索

E-mail : kikukawa@harukatax.com

宗教法人のための
会計税務サポート

我々にお任せください!

会計も節税も

収益事業を営む寺院の皆様へ

会計・税務のプロフェッショナル

税理士法人 はるか

収益事業を営む寺院の皆様
我々が

宗教法人の 会計税務を サポートいたします。

寺院本来の宗教活動を支える観点から
この他にも様々な視点をもって
アドバイスいたします。

！ こんなお悩みを、お持ちの皆様

- 今のままの会計でいいのか、なにか不安。
- 顧問の税理士等はあるが、答えてくれない・要領を得ない。
- レスポンスが遅い。
- 毎月書類やメールでの数値の説明が欲しい。
- 毎月の履歴を知りたい。
- 全体がわからない、全体を説明してほしい。
- 宗教活動に特化したい、会計周りはアウトソーシングできないか。

！ コンプライアンス遵守

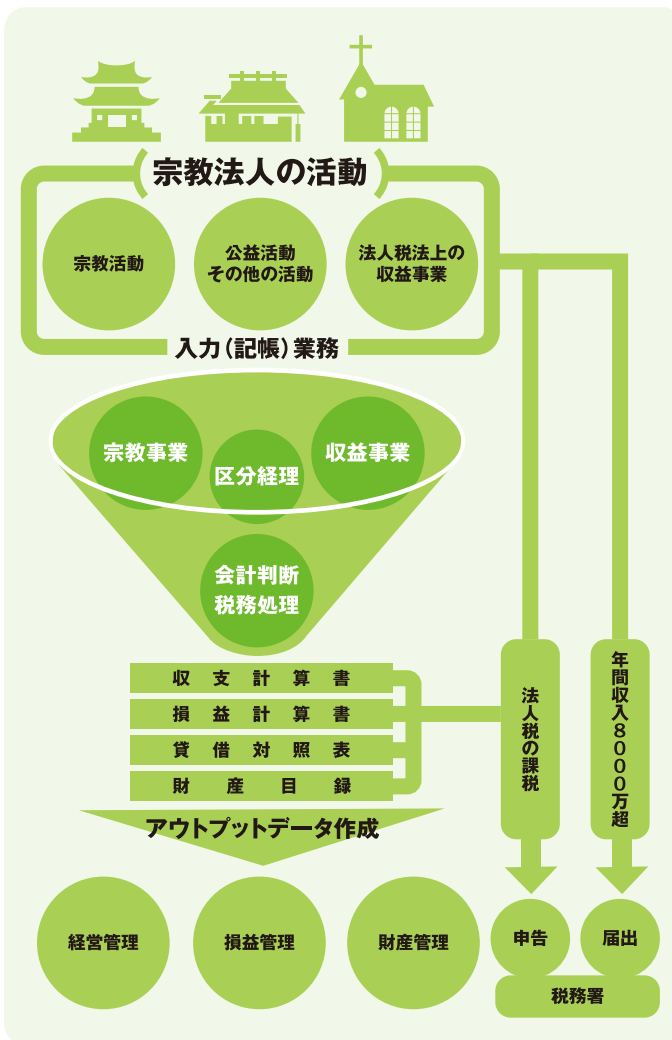
- コンプライアンスの時代といわれています。
- 宗教法人であるがゆえに、一層のコンプライアンスを。

！ 会計システムの構築・節税等

- 寺院規模の拡大化により専門性の高い会計税務を求めている。
- 会計処理の合理化をすすめたい。
- 寺院の経営計画も立てたい。
- 収益事業について「節税」も考えたい。
- 寺院のM&Aなどの相談もある。

経営体としての合理化判断をサポートします。

- 宗教法人といえども、記帳の義務はあります。
- 宗教法人は、ひとつの経営体です。
- 収益事業を行っている場合は、法人税の課税が生じます。
- みなし寄付金などをフル活用して、納税負担の軽減を図ります。



正しい決算・適切な経営・主務官庁等への報告書
壇家、信者への報告・税務申告

報酬について

弊社のホームページに一般事業会社様向けの報酬規程を載せております。
宗教法人様につきましてもこれらと同様の基準とさせていただきます。

法人顧問・申告

従業員数	取引高	月額顧問料	決算時
～10人	～5千万円	30,000円～	200,000円～
～15人	～1億円	40,000円～	250,000円～
～30人	～5億円	50,000円～	300,000円～
30人超	5億円超	応相談	応相談

- ・月額顧問料と決算時報酬を分けて記載しておりますが、月次報酬にすべて均等化することも可能です。
- ・法人の顧問料につきましては、会社の規模を基準といたしております。
- ・会社の規模を判定する場合、一般的に売上高を用いることが多いのですが、商社(卸)の売上げとサービス業の売上高は意味合いが違いますし、判定する要素としまして従業員数も取り入れました。

これらをベースに報酬については、業務内容を加味いたしまして、お客様と相談して決めさせていただきます。

消費税

30,000円～200,000円程度を
別途ご請求させていただく場合がございます。

記帳代行

- ・記帳バック… 現金出納帳、預金出納帳、売上表、仕入帳はお客様で作成、会計処理(試算表作成)のご依頼
- ・まるごとバック… 通帳、請求書、領収書等の生の資料から、一切の処理のご依頼

月間仕訳件数	記帳バック	まるごとバック
200仕訳まで	1万円まで	2万円まで
500仕訳まで	2万円まで	4万円まで
500仕訳超	応相談	応相談

※ただし、部門別管理等が必要な場合は別途加算させていただきます。